

第13期 定時株主総会 招集ご通知



RaQualia
innovators for life

日 時

2021年3月25日（木曜日）午前10時30分
受付開始予定 午前9時30分

場 所

愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 栄ガスホール

決議事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案（第3号議案から第7号議案まで）>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名解任の件

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名解任の件

第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第13期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	36
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告	57

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、本年の株主総会の議決権行使は、可能な限り、書面（郵送）またはインターネットによる方法をご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、開催にあたっては、**事前登録制の導入など例年と異なる対応及び運営をさせていただきます**。ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

書面（議決権行使書）及びインターネットによる議決権行使期限

2021年3月24日（水曜日）
午後5時30分まで

ラクオリア創薬株式会社

証券コード 4579

ラクオリア創薬株式会社

代表取締役 谷 直樹

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月24日（水曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

本定時株主総会に上程される議案には、**会社提案（第1号議案、第2号議案）及び株主提案（第3号議案から第7号議案まで）**が含まれております。当社取締役会は、株主提案のすべてに「反対」の意見を表明しております。各議案の内容及び当社取締役会の意見の詳細については株主総会参考書類をご参照くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2021年3月25日（木曜日）午前10時30分（受付開始予定 午前9時30分）
2 場 所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 栄ガスホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第13期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第13期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案（第1号議案から第2号議案まで）> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p><株主提案（第3号議案から第7号議案まで）> 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名解任の件 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名解任の件 第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p>株主提案（第3号議案から第7号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（11頁から35頁まで）に記載のとおりであります。</p>

4 議決権行使についてのご案内

3頁から5頁までに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「重要な会計方針及びその他の注記」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.raqualia.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。従いまして、本招集ご通知の提供書面につきましては、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.raqualia.co.jp/>）に掲載させていただきます。

開催日当日のご来場について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、**ご来場を希望される場合には、事前申込みが必要となります。**

なお、本定時株主総会においては株主様と当社役職員の感染リスクを避けるためご来場可能な株主様を最大60名に制限させていただきます。申込者多数の場合は抽選となりますので、予めご了承ください。

①ご来場の申込方法

当社指定の登録サイトより、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」「メールアドレス」をご入力の上、お申込みください。

登録受付期間 2021年3月16日（火曜日）午後5時まで

登録サイト <https://krs.bz/raqualia/m?f=1>



②ご来場時の注意事項

- ・ 事前申込みのうえ当選された方以外は、ご来場されても総会会場に入場できませんのでご注意ください。
- ・ ご来場いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・ ご来場の際はマスクを必ずご着用ください。
- ・ 会場入口で検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱がある場合は、入場をお断りさせていただきます。
- ・ ご来場の際は議決権行使書用紙と、事前申込みの当選が確認できるもの（スマートフォンの当選メール画面や当選メールのプリントアウト等）を忘れずにお持ちください。

議決権行使のご案内

本定時株主総会における議案の詳細と取締役会の考え方につきましては、後記の「株主総会参考書類」（6頁から35頁まで）をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、第1～2号議案は当社提案、第3～7号議案は株主提案の議案です。

当社取締役会は「第3～7号議案」に反対しております。詳細は「株主総会参考書類」（11頁から35頁まで）をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛同いただける株主様におかれましては、**第1～2号議案には「賛成」、第3～7号議案には「反対」**の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

（第1号議案と第3号議案の議決権行使に関する注意事項）

株主提案である第3号議案の取締役候補者のうち渡邊修造氏及び土屋裕弘氏については、会社提案である第1号議案における取締役候補者とされております。

つきましては、同一候補者に対する二重投票を避けるため、「議決権行使書」の郵送により議決権を行使される場合には、株主提案である第3号議案の取締役候補者のうち上記2氏の賛否に関しては、会社提案の第1号議案の取締役候補者として、その賛否をお示しく下さい。

「議決権行使書」の第3号議案の賛否の表示は、第3号議案の取締役候補者のうち武内博文氏の選任に関する賛否の表示としてお取り扱いいたします。

なお、この重複している取締役候補2名（渡邊修造氏及び土屋裕弘氏）は、いずれも、株主提案にかかる取締役候補者となることについて承諾しておりません。

（第4号議案と第5号議案の議決権行使に関する注意事項）

当社定款は、当社の監査等委員である取締役の定員を5名と定めているところ、当社の現在の監査等委員である取締役は3名であり、その任期は来年の定時株主総会の終結の時までとされております。そのため、株主提案である第4号議案（監査等委員である取締役3名の解任の件）の全てが否決されて、同じく株主提案である第5号議案（監査等委員である取締役3名の選任の件）の全てが可決されると、定款に定める監査等委員である取締役の定員を超えてしまうことになります。

そこで、採決の結果、第4号議案の全てが否決され、第5号議案の全てが可決された場合には、第5号議案における賛成の議決権の個数が多い監査等委員である取締役の候補者から順に2名を上限として選任するものとしてお取り扱いいたします。

（第2号議案と第7号議案の議決権行使に関する注意事項）

第2号議案と第7号議案は、いずれも補欠の監査等委員である取締役の選任に関する議案であるところ、同一の会社役員につき2人以上の補欠の会社役員を選任するときには、当該補欠の会社役員相互間の優先順位を決定することが必要となります（会社法329条3項、会社法施行規則96条2項5号）。

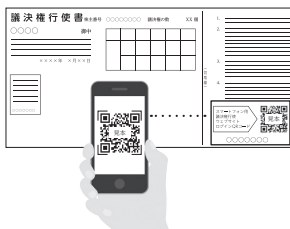
そこで、第2号議案と第7号議案のいずれの議案も可決された場合には、両議案における賛成の議決権の個数の多い順によって補欠の監査等委員である取締役相互間の優先順位を決定することとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

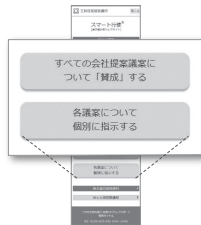
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

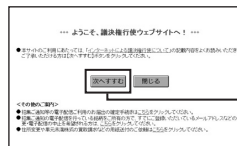
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るべく、取締役を1名減員することとし、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	わた なべ しゅう ぞう 渡 邊 修 造 (1967年5月15日)	1992年4月 ファイザー製薬(株) (現ファイザー(株)) 入社 2005年4月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主任研究員 2006年12月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主幹研究員 2008年7月 当社 入社 2012年10月 当社 執行役員 (創薬研究担当) 2016年3月 当社 常務執行役員 (創薬研究担当) 当社 取締役 (現任) 2017年4月 テムリック(株) 取締役 (現任) 2020年10月 当社 副社長執行役員 (創薬研究担当) (現任) (重要な兼職の状況) テムリック(株) 取締役	26,400株

【取締役候補者とした理由】

渡邊修造氏は、取締役副社長執行役員（創薬研究担当）として、当社の核となる事業である創薬研究について中心的な役割を担ってまいりました。今後は経営者として、創薬研究のみならず全社的な視点から、重要な業務執行の意思決定に深く携わることで当社への貢献が期待されるものと考え、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	たか まつ やす ひろ 高松康浩 (1959年4月2日)	1982年4月 サンスター(株) 入社 1985年5月 日本チバガイギー(株)(現ノバルティスファーマ(株)) 入社 1989年4月 同社 人事部主任 1997年2月 (株)松本医科器械(現日本ストライカー(株)) 入社 人事部係長 1999年9月 メルクホエイ(株)(現マイラン製薬(株)) 入社 人事総務部 課長 2002年2月 同社 人事総務部 部長 2005年2月 BBネット(株) 入社、人事総務部 次長 2006年7月 同社 人事総務部 部長 2008年1月 (株)TSDジャパン 入社、管理本部 部長 2009年7月 同社 執行役員 2012年7月 医誠会グループ (株)ホロニクス 入社 本部・人事本部 マネージャー 2013年7月 ノーリツ鋼機グループ (株)全国通販 入社 管理部 マネージャー 2014年1月 同社 管理部長 2015年1月 当社 入社 当社 人事・総務統括部 統括部長 2016年3月 当社 執行役員(人事・総務担当) 2017年4月 テムリック(株) 総務部長(現任) 2019年2月 当社 執行役員(人事・総務担当、法務 担当)(現任) 2020年3月 テムリック(株) 取締役(現任) 2020年3月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) テムリック(株) 取締役	1,300株

【取締役候補者とした理由】

高松康浩氏は、取締役執行役員(人事・総務担当、法務担当)として、人事、総務、法務及び情報技術部を統括し、会社の成長に伴い各機能の強化を図ってまいりました。今後も、豊富な経験と実績に基づいて当社の持続的成長を実現いただけるものと考え、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	※ うと かつ ひろ 宇都克裕 (1974年3月31日)	2005年5月 日本ベーリンガーインゲルハイム(株) 入社 2013年1月 旭化成ファーマ(株) 入社 主幹研究員 2013年7月 同社 第二薬理研究部 ユニットリーダー 2017年5月 マルホ(株) 入社 2018年10月 同社 プロジェクトマネジメントユニット プロジェクトマネージャー 2020年6月 同社 探索研究部 研究企画戦略室 プロジェクトマネージャー 2021年1月 当社 入社 研究企画部長	一株

【取締役候補者とした理由】

宇都克裕氏は、創薬事業について、創薬研究者としての豊富な実績に裏打ちされた深い造詣を持ち、また研究全般を管理する研究企画においてもその手腕を発揮してまいりました。当社においては、創薬研究の中心的な役割を担うことで、共同研究先との関係を強化するとともに、継続的に研究成果を挙げていただけるものと考え、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 土屋裕弘氏は、社外取締役候補者であります。
4. 土屋裕弘氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、土屋裕弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、土屋裕弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務執行に起因する責任追及に係る請求等の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年3月26日開催の第12期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 高野 均氏より、本総会開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役を辞退したい旨の申し出がありましたので、監査等委員会の同意を得て、本総会開始の時をもって同氏の補欠の監査等委員である取締役としての選任の効力を取り消すことを取締役会において決議いたしました。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、あらためて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
ごとう あつし 後藤篤志 (1973年10月22日)	1997年10月 朝日監査法人（現あずさ監査法人） 入所 2001年3月 公認会計士登録 2003年3月 税理士登録 2009年1月 後藤会計事務所 所長（現任） (株)岐阜セラック製造所 社外監査役 （現任） （重要な兼職の状況） 後藤会計事務所 所長 (株)岐阜セラック製造所 社外監査役	一株

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

後藤篤志氏は、過去に会社経営に直接関与したことはありませんが、監査法人及び会計事務所等で培った公認会計士及び税理士としての専門知識を有しており、その豊富な経験及び高い見識を当社の監査体制に活かしていただきたいため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤篤志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 後藤篤志氏が監査等委員である社外取締役に選任され、就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務執行に起因する責任追及に係る請求等の損害を当該保険契約により補填することとしております。後藤篤志氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

< 株主提案（第3号議案から第7号議案まで） >

第3号議案から第7号議案までは、株主1名からのご提案によるものであります。

なお、この重複している取締役候補者2名（渡邊修造氏及び土屋裕弘氏）は、いずれも、株主提案にかかる取締役候補者となることについて承諾しておりません。

※当社取締役会は、株主提案に係る議案の全てに「反対」しております。

反対理由記載箇所	第3号議案	18頁～22頁
	第4号議案	25頁～26頁
	第5号議案	31頁
	第6号議案～第7号議案	33頁、35頁

※当社監査等委員会は、株主提案に係る議案の全てに「反対」しております。

監査等委員会の意見理由記載箇所		
	第3号議案	23頁～24頁
	第4号議案	26頁～28頁
	第5号議案	31頁～32頁
	第6号議案～第7号議案	33頁、35頁

議案及び理由は、原文のまま記載しております。

【株主提案の議題の説明について】

株主提案の各議案の内容とその理由は、後述のとおりであります。第1～5号議案を提案するに至った理由を総括的に述べます。

私は、貴社が日本発の創薬ベンチャーとして、ゼロから新薬を作ることができることに魅力を感じて、長年、投資しております。

ところが、貴社が進めている中期経営計画「Gaia2021」におかれましては、以下の問題が生じております。

・度重なる業績の下方修正

貴社は、3期連続で期初の業績予想を下方修正しております。

2019年12月期及び2020年12月期については、上場廃止基準をクリアーするため、株主に対して、「黒字必達」を公約していながら、営業損失を計上し、上場廃止基準をクリアーできない状況となっております。

とりわけ、2020年12月期に至っては、2020年8月公表の業績予想において2020年12月期のみならず、2021年12月期及び2022年12月期の業績まで下方修正するといった事態に陥っています。また、同公表後に私が再度の下方修正がないかを質問しましたが、問題ないと回答をしたにもかかわらず権利確定日である2020年12月28日の株式市場が終了してから2020年12月期2度目の業績の下方修正を発表するという株主に対して不誠実な姿勢に失望を禁じえません。

・既存パイプラインの開発をストップさせていること

上場廃止基準をクリアーすべく（営業黒字を目指すために）、「戦略的に」「1期分のみ」研究開発費を抑えているのであれば、少しは理解できますが、貴社は株主説明会や株主総会において、「黒字必達」と株主に説明をしていながら、これを達成できておりません。「必達」とは「必ず達成する」という意味と理解をしましたが、違うのでしょうか。

業績で上場廃止基準をクリアーできず、かつ、既存のパイプラインをストップさせるという経営方針は、全く理解できません。既存の医薬品候補物には特許期間があります。開発をストップさせるということは、既存のパイプラインを腐らせることと同じと考えます。

・新規パイプラインの導出ができないこと

貴社は、新規パイプラインについて、共同研究型でしか開発を進めることができていません。

自社である程度を開発をしないと製薬会社への導出は困難と思います。

また、産学連携の名のもとに大学等と沢山の共同研究を締結しておりますが、製薬会社に導出した医薬品候補物が出てきておりません。

医薬品開発は、特許期間や競合薬の出現等、時間との戦いです。単に特許をとって終わりというのでは意味が無いと考えます。

また、探索等の初期段階での共同研究型では、一時金・マイルストーンや上市のロイヤリティーの料率は低くなります。

したがって、このままでは、貴社は衰退していくものと考えます。

《問題点の打開策⇒株主ガバナンスを効かした迅速に行動できる経営体制の確立》

上記問題点について、どこに原因があるのかを考えておりました。

私は、貴社の経営陣が、株主や社員の意向を無視し、第一線を退いた60～80代の取締役・顧問・コンサルタントの方々が主体となっていることが原因と考えます。

医薬品開発は日々刻々と状況が変化します。

そのような状況に対応していくためには、行動力があり、かつ、経営能力・経営の経験のある30～50代を中心とした経営体制の構築が必要と考えます。

もちろん、令和時代の模範となる経営体制は、株主によるガバナンスが効いていることも重要と考えます。

つまり、専門家が専門知識を出し合い、迅速に行動できる経営体制の構築が大事であると考えます。

1 経営能力・経営経験のある者が経営の指揮をとること

2 創薬担当者が、創薬に専念できること

3 株主ガバナンスの観点から、筆頭株主が監査等委員取締役となり、かつ、社外取締役が取締役会の過半数を占めること

を考えますと、「私の提案以上に良い提案は無いものと確信」しております。

令和時代にふさわしい経営体制を構築することで、ラクオリア創薬（株）を復活させ、世界で戦える「令和時代の創薬ベンチャー」にしていきたいと考えます。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

提案の内容

貴社を世界で戦える「令和時代の創薬ベンチャー」とするために、後記の取締役候補者3名を一括して、取締役に選任することをお願いするものです。

但し、この3名のうち一部の者のみが選任された場合に、その選任の効力を否定する趣旨ではありません。

提案の理由

上記【株主提案の議題の説明について】において述べたとおり、現在、貴社が進めている中期経営計画「Gaia2021」は、株主が期待する結果を達成しておらず、市場から評価されていません。実際、2017年に日刊薬業の取材において2020年に時価総額1,000億円を目指していることを公言されましたが、2020年12月末時点の時価総額は219億円と目標を大きく下回っております。また二度にわたる業績予想の下方修正を行ったにも関わらず、経営計画の抜本的な見直しが行われておらず、役員報酬の減額等の信賞必罰の公表もなされず、地位に恋々としがみついていると言われても仕方のない状況のまま今日に至っております。

このような状況において、貴社の現在の取締役5名による経営は、患者に医薬品を届けることで株主価値を向上させるという創薬ベンチャーの経営の観点からは不十分と言わざるを得ません。よって、このような貴社の現経営陣に今後の当社の経営を委ねることはできないと考え、上記《問題点の打開策⇒株主ガバナンスを効かした迅速に行動できる経営体制の確立》を実現するために、武内博文氏及び土屋裕弘氏並びに渡邊修造氏を取締役候補者として推薦します。この3名は、当社の取締役に相応しい多くの資質を持っていると考えております。候補者らの略歴は下記（2）株主提案の取締役候補者（3名）のとおりです。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	武内博文 <small>たけ うち ひろ びみ</small> (1971年12月21日)	1994年4月 協和(株) 入社 2004年2月 (株)スカイライト・バイオテック 入社 営業統括マネージャー 2005年9月 同社 事業推進兼財務担当取締役 2006年7月 同社 管理本部担当取締役CFO 2009年5月 住商リアルティ・マネジメント(株) 入社 管理部マネージャー 2013年3月 (株)サイフューズ 入社 取締役経営管理担当 2014年1月 貴社 入社 経理部長代理 2014年4月 貴社 経理部長 2014年10月 貴社 財務・経営企画部門 財務経理部長 2018年4月 (株)ユビエンス 代表取締役社長 (現任)	200株

【取締役候補者とした理由】

武内博文氏は、バイオベンチャーの経営者として、企業経営や財務に関する豊富な実務経験と知識を有するとともに、2014年に貴社入社後、ターンアラウンドチームの一員として事業費用の削減等の計画策定において中心的に役割を果たしました。貴社の内情を理解した上で創業ベンチャーとして成長性、効率性および株主還元観点に基づいた経営を行っていただくことを期待し、取締役候補として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	渡邊修造 (1967年5月15日)	1992年4月 ファイザー製薬(株) (現ファイザー(株)) 入社 2005年4月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主任研究員 2006年12月 同社 中央研究所 生物科学研究統括部 主幹研究員 2008年7月 貴社 入社 2012年10月 貴社 執行役員 (創薬研究担当) 2016年3月 貴社 常務執行役員 (創薬研究担当) 貴社 取締役 (現任) 2017年4月 テムリック(株) 取締役 (現任) 2020年10月 貴社 副社長執行役員 (創薬研究担当) (現任)	26,400株

【取締役候補者とした理由】

渡邊修造氏は、取締役副社長執行役員 (創薬研究担当) として、当社の核となる事業である創薬研究について携わってきました。今後は名古屋大学をはじめとする大学との共同研究への取り組みを中心に研究成果を取りまとめていただけるものと考え、引き続き当社取締役候補者として選任をお願いするものであります。

第3号議案に対する当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

①当社の予定する新体制のもとで成長戦略を着実に実施していくことが企業価値向上の観点から最良であること

まず、当社取締役会は、当社が創薬会社として堅実に成長してきているものと自負しております。医薬品ビジネスは20年から25年の長期的視点で捉えるべきものですので、現時点のみを取り出して批判するのではなく、10年先にどのようなビジネスを展開しているか、すなわち将来を見据えた戦略を策定することが必要であります。このようなビジョンを抜きにした議論は意味がないものと考えます。

当社の現段階の収入の過半を占めるロイヤルティ収入は、当社の研究戦略においては、あくまで長期的な補助エンジンと位置付けられるものであり、当社の本質的価値は創薬研究にあります。当社のイオンチャネル創薬技術に基づいて創成された低分子化合物は、複数の製薬企業への導出に成功して開発段階に入っています。例えば、本年1月29日に公表されたP2X7受容体拮抗薬の全世界を対象としたライセンス契約は、当社の創薬能力の高さを対外的に改めて示すことができた成果の一つであります。当社は、今現在においても継続的に注目を集めるリード化合物を創出しており、そのリード創出の戦略、技術は他のバイオベンチャーに決して劣るものではなく、研究員の質、実績も誇るに足るものです。

このような認識のもと、当社は本年2月12日付けで次年度以降に予定する経営体制（以下「新体制」といいます。）を発表いたしました。当社の予定する新体制は以下のとおりです。

- ・ 渡邊修造氏が、新たに代表取締役として就任し、当社グループの経営全般を統括する。
 - ・ 土屋裕弘氏が、経営者としての豊富な経験に裏打ちされた貴重な進言を行う。
 - ・ 高松康浩氏が、人事総務担当として会社の根幹を支える役割を担う。
 - ・ 宇都克裕氏が、新たに創薬研究担当として就任し、当社の創薬研究の発展に尽力する。
- ※現取締役の谷直樹氏及び河田喜一郎氏は、本定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任します。

代表取締役候補の渡邊修造氏は、これまで、研究者として当社の創薬研究事業において中心的役割を果たし、かつ取締役副社長執行役員として優れたリーダーシップを発揮して参りました。渡邊氏を筆頭とする新体制は、当社の核となる創薬研究事業を強化することで当社の輝かしい未来を創造し、また上場企業として当社事業の安定性と継続性を確保するにふさわしい経営体制であると自負しております。

以上の内容を含む会社提案は、株主の皆様をはじめ、当社研究員を含む従業員、国内外の取引先企業、名古屋大学をはじめとするアカデミア、名古屋を中心とした地域社会、といった当社の全てのステークホルダーにとって何よりも最良な選択であり、このことに疑いの余地はありません。新体制のもと、新中期経営計画（Gaia 2021）に基づく成長戦略を着実に実施していくことこそが、当社の企業価値の向上の観点から最良であると確信しております。

②本提案が株主共同の利益を毀損する提案であること

一方、本提案は、具体的な経営戦略は何ら示されておらず、いかにして当社の企業価値を向上させるのが不明確です。

また、武内氏、土屋氏、渡邊氏が取締役候補者となっていますが、このうち現在の当社取締役である土屋氏、渡邊氏は、本提案の候補者による取締役会の構成を拒絶しております。そもそも、本提案は、土屋氏、渡邊氏の同意を得て提案されたものではありません（本人たちに対する打診すらありませんでした）。

土屋氏は、製薬会社をはじめ大企業の経営者を歴任されており、その豊富な経験とグローバルで幅広い見識は、当社の経営に貴重なものであるとともに、社外取締役として当社の経営の透明性の確保、コーポレートガバナンスの強化に欠くことができない人材であります。また、渡邊氏は、当社の事業の核である創薬研究において長年中心的な役割を担ってきた人材であり、渡邊氏の活躍なくしては、当社の発展は望めません。しかしながら、土屋氏と渡邊氏は、武内氏を含めた役員構成の下では、取締役としての職責を十分に果たすことはできないと考えております。

土屋氏、渡邊氏が十分に能力を発揮できなければ、当社は、発展が望めないどころか、衰退していくよりほかありません。

一方、本提案の取締役候補者の武内氏は、2014年から2018年まで約4年間、当社に在籍しておりましたが、武内氏のキャリアは小規模な企業における財務を中心としたものであり、同氏は医薬品開発や導出活動の経験はありません。さらに、武内氏は、当社在籍期間中、当社においてコスト削減が必要になった際、研究部門の縮小、すなわち研究職のリストラを提案していました。創薬業界においては、研究者は経営の根幹であるとともに、優秀な人材の採用は難しく、一旦失われた優秀な人材は戻りません。武内氏は、当社で財務・経理の経験はあるものの、当社の取締役としての重要な資質である医薬品の開発やライセンスの経験が乏しいだけでなく、創薬研究に対する見識も不足していると言わざるを得ません。

また、本提案を受け、社内において武内氏が取締役候補者となることについてアンケートを行ったところ、武内氏が当社に在籍した約4年間の同氏の実績、行動からか、武内氏を取締役とすることについては消極的意見が大勢でありました。したがって、もし武内氏が取締役に就任することになれば、研究者を含め多くの当社従業員の退職も予想されます。

このような事情から致しますと、武内氏を取締役候補とする本提案は、全く非現実的である上に、株主共同の利益を毀損するような提案であると言ふべきです。

③本提案の理由には多くの事実誤認がみられること

・時価総額が目標を下回っていることについて

本提案においては、当社の中期経営計画「Gaia 2021」は株主が期待する結果を達成しておらず、市場から評価されていないことを理由としています。

時価総額1,000億円という数字は、機関投資家を始めとする多くの投資家の投資基準値であるため、当社が医薬品の研究開発を進めるうえで更なる飛躍を遂げるためには、重要なメルクマールの一つであることは当社としても認識しております。

しかしながら、当社は会社の重要業績評価指標 (KPI) として時価総額を採用しておらず、「Gaia 2021」におきましても時価総額をKPIとしての目標設定はしておりません。また、時価総額1,000億円という基準のみをもって中期経営計画「Gaia 2021」が市場から評価されていないと判断することはできません。このため、時価総額が1,000億円を下回っていることをもって、現在進行中の中期経営計画「Gaia 2021」が市場から評価されていないと批判することは的を射たものではありません。

当社が「Gaia 2021」で掲げている主要な施策は、「ヒト用医薬品上市」と「海外展開加速」の2テーマであります。1つめの「ヒト用医薬品上市」につきましては、韓国においてtegoprazanが2019年に販売が開始され、同剤は中国においても2022年上半年に上市が見込まれるなど順調に進んでおります。2つめの「海外展開加速」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり順調とまでは言えないものの、米国サンディエゴに米国拠点を立ち上げ、海外の研究機関等との連携に取り組んでおります。

以上のように、現在、当社は中期経営計画に掲げた施策を着実に進めている最中にあります。

・業績の下方修正はコロナ禍と売上の一部が次期へずれたことが主な理由であること

また、本提案においては、当社の業績の下方修正も、本提案の理由の1つとして挙げられています。

当社は、2019年より開始した中期経営計画「Gaia 2021」に基づき、着実に業績を改善させていたところ、2020年の年初より新型コロナウイルス感染症が全世界で蔓延し、当社もその影響を大きく受けました。1度目の業績修正は、2020年度上半期に販売ロイヤルティが下振れしたことが判明したことにより行ったものであります。下期に入り感染症による当社の業績への影響を注視していましたが、時間の経過とともに導出交渉や開発状況の遅れ等が判明したため、2度に渡る下方修正を余儀なくされました。

医薬品の研究開発を事業とする当社において、事業収益は化合物の導出契約に基づく契約一時金収入、開発の進展に伴って発生するマイルストーン収入及び医薬品の販売に伴う販売ロイヤルティ収入によって構成されております。契約一時金収入は導出交渉先の販売方針や開発計画等の事業計画に、マイルストーン収入は導出先の臨床試験の結果等によって左右されます。また、販売ロイヤルティ収入は、導出先から提供される限られた情報に基づき予測を策定することになるため、業績のぶれが生じやすい状況にあります。さらに当社のように販売品目が少ない会社においては、1品目の状況の変化が業績に大きく影響を及ぼします。

上述のとおり、当社の業績は導出先の事情に左右されるため、依然として業績予想がぶれやすい状況にあります。また、販売情報や開発情報の守秘義務が厳格である医薬品業という事業の特性上、開示情報は限られたものとなりますが、当社は、その中において迅速かつ公正なディスクロージャーに努めております。2020年度は2度の下方修正を行いました。多くは2021年度にずれ込んだものとなっております。

株主の皆様におかれましては、何卒、当社の事業特性をご理解いただき、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

・役員報酬は減額され公表もしていること

本提案の理由においては、役員報酬の減額等の公表もなされていないとされていますが、当社代表取締役の谷は、2015年から役員報酬を50%カットし、これを現在においても継続しています。役員報酬をカットする事実は2015年に公表されておりますが、免罪符を得るかのように役員報酬カットの事実を毎年公表することを控えていたにすぎません。

なお、前述のとおり、2020年度の業績予想の下方修正は、多くが2021年度にずれ込んだためであることから、現段階でさらなる役員報酬の減額を実施する必要はないものと考えております。

ちなみに、2016年度以降の役員報酬は、取締役7人で約35百万円であり、上場しているバイオベンチャーにおいてはほぼ最低額であります。

・本提案の理由における、当社が、既存パイプラインの開発をストップさせている、また新パイプラインの導出ができていないといった指摘は誤りであること

本提案の理由において、既存パイプラインの開発をストップさせている、また新パイプラインの導出ができていないと指摘されていますが、これは誤りです。

まず、既存パイプラインの開発について、当社では、導出戦略に基づいて既存パイプラインの開発を順次進めており、決してストップしている訳ではありません。ただ、既存パイプラインの開発には多額の費用が必要となります。非臨床試験用の原薬を製造するだけで1億円に近い費用を要し、その後、非臨床試験を実施するにはさらに約2億円の費用がかかります。したがって、業績の状況を見極めながら、しかるべきタイミングで開発を進行させる必要があります。そのような状況下において、昨年からグレリン受容体作動薬（RQ-00433412）の非臨床試験用の原薬製造に着手しております。また、開発の進行状況の詳細は、企業秘密に当たる場合もあり、競合者にこのような情報を与えては、会社の損失を招くことにもつながりかねません。本提案の理由の記載は、パイプライン開発の運用をよく理解していないと言わざるを得ません。

以上のように、本提案は取締役候補者である土屋氏、渡邊氏が本提案の候補者による取締役会の構成を望んでいないという点だけでも非現実的で株主共同の利益にならない提案である上、本提案の理由は多くの事実誤認に基づいています。よって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第3号議案に対する当社監査等委員会の意見

監査等委員会としては、本議案に反対いたします。

①後継者選定及び次期体制の在り方について十分な議論が行われてきた結果であり、最良であること

監査等委員会は、当社の創薬ベンチャーとしての特性、成長過程と社内人材の変遷と現況の理解を図りながら、谷代表取締役社長の後継者選定方針及び次期体制の在り方について、経営陣（業務執行取締役及び執行役員）及び監査等委員でない社外取締役（以下単に「社外取締役」といいます。）との議論をこれまで数期に亘って重ねてきました。この議論の中では、後継者候補については社内・社外を含め広く検討する一方で、今回株主提案でご指摘をうけた『黒字化（必達目標）』と『上場廃止基準』、『経営計画の見直し』について各監査等委員及び社外取締役から度々指摘し、次期体制の在り方や移行時期との関連を含めて、社内での検討を進めていただきました。『世界で戦える創薬ベンチャー』を日本発、中部地方発で発信していきたい、という目的は、株主の皆様、全従業員、経営陣、社外取締役、監査等委員会全てに一致するところと考えています。

2021年2月12日開催取締役会で決議され、同日付「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」（以下「当社取締役会意見」といいます。）にてお示しした取締役副社長執行役員渡邊修造氏を後継者（次期代表取締役）とする新体制は、これまで建設的に重ねてきた議論の方向性に合致するものであり、会社提案を独立した立場で評価すべき立場にある監査等委員会も、この新体制を推し進めていくことこそが上記目的と企業価値の向上に最も即した最良の方策であると考えている一方、株主提案による経営体制では株主共同の利益を毀損するおそれ大きいと考えています。

監査等委員会としては、渡邊氏を中心とする新体制にあっては、当社の根源的価値である創薬研究とより密接に関連した経営企画の立案、当社の発展段階に合った数値計画の精緻化を会社として取り組んで頂くようこれまで要望し、昨年より体制の整備を含めた検討を進めて頂いているところです。

②武内氏は当社取締役候補者の任用基準を満たすとは言えないこと

当社取締役規程には、取締役候補者の任用基準として「業務を的確に遂行できる知識と経験」を有していること、という項目があります。この点、現在武内氏が経営されているユビエンス（株）（2018年設立・資本金600万円・従業員3名）は設立3年未満の未上場バイオベンチャーです。同社の規模からしても武内氏の同社経営者としての知識と経験を以て、現在の当社（2008年設立・資本金22億5540万円・連結従業員数71名）の経営陣として業務を的確に遂行できる知識と経験があるとは現時点では言い難いと考えます。

また、同氏が当社に在籍した約4年間の実績、現監査等委員3名と在籍が重なった時期における同氏の執務状況、監査等委員会が監査室と連携して実施した全従業員対象の意識調査の結果も併せ踏まえると、現時点で同氏が当社取締役候補者としての任用基準を満たすとは言えないと判断しました。よって、当社監査等委員会は、本議案に反対いたします。

第4号議案 監査等委員である取締役3名解任の件

提案の内容

監査等委員である取締役3名の解任をお願いします。

提案の理由

上記【株主提案の議題の説明について】において述べたとおり、現在、貴社が進めている中期経営計画「Gaia2021」は、株主が期待する結果を達成しておらず、諸々の課題が山積しております。また2020年度は二度に渡る業績の下方修正を公表したにも関わらず経営計画の抜本的な見直しが行われておらず、役員報酬の減額等の信賞必罰の公表がなされておられません。このような状況を招いた一因として、貴社の現在の監査等委員である取締役3名による経営のモニタリングは、株主価値を保護する観点から十分なものとはなっていなかったからと考えております。よって、牧真之助氏及び懸久二氏並びに野元学二氏の解任をお願いします。

(注) 本議案で解任を求められている監査等委員である取締役のうち、牧真之介氏の対象者番号を1、懸久二氏の対象者番号を2、野元学二氏の対象者番号を3とします。

第4号議案に対する当社取締役会の意見

取締役会は、本議案に反対いたします。

第4号議案である現監査等委員3名解任の件に反対である理由は以下のとおりです。

本提案の理由では、現在の監査等委員である取締役3名による経営のモニタリングは、株主価値を保護する観点から十分なものとはなっていなかった等と記載されていますが、現在の監査等委員である取締役3名は、適切にその職務を遂行されており、本提案の理由は事実と反するものです。

すなわち、当社監査等委員は、経営経験をも有する公認会計士、多くのベンチャー企業の育成に携わられてきた経営専門家、およびベンチャーを含む企業法務と産学官連携におけるコンプライアンスに精通された弁護士により構成されており、当社の事業規模および事業内容に鑑み、執行サイドを厳しくモニタリングするに相応しい構成となっております。かかる監査等委員は、これまで、取締役会、経営戦略委員会その他社内での重要な会議に出席した上でその手続き及び内容を監査し、適宜修正・反対意見を述べるほか、監査室との連携を密接にして必要に応じて独自の調査を行うなど充実した組織的監査を実施して参りました。

このように、現在の監査等委員会による経営のモニタリングは株主価値を保護する観点から十分なものであり、解任すべき理由は何ら見当たりません。

さらに、監査等委員の職務である会計監査においても業務監査においても、監査対象会社の特徴および業務について十分に理解していることが必要ですが、会社の特徴および業務についての理解は継続的に関与していくことにより深まるものです。つまり、適切な距離を保ちながら継続的に会社の経営にかかわっていくことが適切な監査業務につながります。そのため、監査等委員3名を任期途中で解任することは、3名それぞれが担い、かつ、組織的に行う監査業務の実効性をこの上なく害することになります。

したがって、当社は、現在の監査等委員である取締役3名を解任することはかえって監査の実効性を害し、会社の利益を損なうものであって、理由はないものと考えております。また会社法上正当な理由のない解任が議決された場合、会社は当該監査等委員である取締役に対し損害賠償責任を負うため、会社資産の流出にもつながります。よって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第4号議案に対する当社監査等委員会の意見

監査等委員会は、本議案に反対いたします。

①監査等委員の役割からしてこれまでの活動が適切であること

監査等委員は、従来の監査役としての立場に、取締役会での議決権を持たせることで、経営陣に対する監督機能が強化されたものです。つまり、監査等委員は「監査」を第一義的な職務としつつ、取締役会の一員として重要事項の決定に際して議決権を行使することにより、経営陣の「執行」を「監督」します（株主提案に言うところの『経営のモニタリング』）。なお、執行の監督は、監査等委員、社外取締役、その他の取締役の相互監視も含めて取締役会内での多数意見を形成することで、取締役会としての「監督」機能を果たすこととなります。

また、監査等委員はその独立性（「第5号議案に対する当社監査等委員会の意見」の①において後述します）から自ら業務執行をしてはいけない立場にありますので、この取締役会の一員として強化された「監督」機能にあっても過度に日常の業務執行には立ち入らない謙抑性とのバランスが必要となります。

当社監査等委員3名は、この役割分担の中で適切に「監督」機能を果たしてきました。

株主提案で解任の理由として挙げられる『経営のモニタリングが、株主価値を保護する観点から十分なものでなかった』とのご指摘は、『十分でない』ことの具体的な根拠に基づくものではなく、ご指摘はあたらぬものと考えます。上記「監督」（『経営のモニタリング』）機能の会社内での役割分担につき、まずはご理解いただきたいと思えます。

更に、同理由中の、業績上の『課題が山積』しており、2020年度は二度に亘る下方修正を公表したにも関わらず『経営計画の抜本的な見直しが行われず』、『役員報酬の減額等の信賞必罰の公表』が為されていないとのご指摘が客観的事実に整合せず、「業績の下方修正はコロナ禍と売上の一部が次期へずれたことが主な理由であること」、「役員報酬は減額もされ公表もしていること」は「当社取締役会意見」記載のとおりです。「経営計画の抜本的な見直し」につきまして、当社監査等委員は社外取締役とともに、過度に日常の業務執行に立ち入らないとの役割を踏まえつつも、随時経営陣に対して厳しい意見を述べ、今後の後継者選定及び次期体制の在り方や移行時期と関連して、具体的な今後の経営計画の方向性（創薬研究部門と経営企画部門が体制上より密接になるべきであること、当社のステージの変化に合わせた経営計画の精緻化を進めること）についての議論を重ねてきました。

経営陣、取締役会及び監査等委員会の活動の詳細を知ることができない株主様にとっては、株主提案で述べられているようなご不満やご批判をお持ちになることもやむを得ない面があると存じます。監査等委員会は、今回のご批判を真摯に受け止め、残された1年の任期においては、新体制における経営計画の方向性に関する議論及び意見形成による監督についてはこれまで通り継続して活動するとともに、特にご批判の大きいIR体制の見直しについてはこれまで以上に注視し、株主の皆様との建設的な対話の場及び方法を、経営陣、社外取締役と連携のうえ、充実させていきたいと考えています。

②任期途中での解任が監査の実効性を害し、会社の利益を損なうこと

任期途中での解任が監査の実効性を害し、会社の利益を損なうことについては、「第4号議案に対する当社取締役会の意見」に記載のとおりです。

現監査等委員3名は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年3月の株主総会で選任され、監査等委員会という新たな制度がいかに当社に即して実効性を持ち、コーポレート・ガバナンス（「第5号議案に対する当社監査等委員会の意見」において後述します）に寄与しうるかを考え、実践してきました。具体的には「創薬が普通の製造業とは違う」ことの理解を元に、「普通の事業会社と同じ物差し」で監査業務を行うべく、経営陣からの独立性を保ちながら、当社の事業、財務状況、成長過程と社内人材の現況について、経営陣や社員との対話、監査室との連携を図って理解を深めつつ、監査業務を行ってきました。昨年3月に3期目の再任決議を迎えるにあたっては、各監査等委員が担ってきた役割の後継候補者選定及びその時期についての議論も開始し、昨年末にも残り1年強の任期の中で、3期目である現在の任期が終わる来年の3月以降、監査等委員会の体制をどうすることが会社にとって最も良いか、具体的な議論を致しました。このような経過の中で、現監査等委員が任期途中での解任となることは、当社の特性、現況をふまえた監査の実効性を害し、会社の利益を損なうことになると考えています。よって、当社監査等委員会は、本議案に反対いたします。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

提案の内容

貴社を世界で戦える「令和時代の創薬ベンチャー」とするために、後記の取締役候補者3名を一括して、取締役に選任することをお願いするものです。

但し、この3名のうち一部の者のみが選任された場合に、その選任の効力を否定する趣旨ではありません。

提案の理由

上記第4号議案において述べたとおり、貴社の現在の監査等委員である取締役3名による経営のモニタリングは、株主価値を保護する観点から十分なものとはなっていないからと考えております。よって、このような貴社の現在の監査等委員である取締役3名に経営のモニタリングを委ねることはできないと考え、上記《問題点の打開策⇒株主ガバナンスを効かした迅速に行動できる経営体制の確立》を実現するために、柿沼佑一氏及び石井幸佑氏並びに宇津恵氏を監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。この3名は、当社の取締役に相応しい多くの資質を持っていると考えております。候補者らの略歴は下記株主提案の取締役候補者（3名）のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かきぬまゆういち 柿沼佑一 (1977年11月16日)	2005年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2007年1月 埼玉弁護士会登録 2007年1月 高篠法律事務所（現高篠・柿沼法律事務所） 入所 2010年10月 同事務所 パートナー（現任） 2014年6月 ㈱ツツミ 補欠監査役 2015年6月 同社 社外取締役 2017年6月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）	2,383,500株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

柿沼佑一氏は、幅広く弁護士として活躍されており、その専門的見地から企業法務及びコンプライアンスの多面的なアドバイスをいただけるのみならず、貴社の筆頭株主である他、バイオベンチャーに対して個人投資家として長年の投資経験を有していることから株主によるコーポレート・ガバナンスを実現するにふさわしい人物であると考えており、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	いし い こう すけ 石井 幸 佑 (1982年8月31日)	2005年1月 (株)アーケイディア・グループ 入社 2005年11月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 2008年6月 公認会計士登録 2013年9月 株式会社メガカリオン(出向) 管理部長 2015年3月 同社 入社 2018年3月 同社 執行役員経営管理部長 2019年7月 石井幸佑会計事務所 代表(現任) 2020年5月 メタジェンセラピューティクス(株) 社外監査役(現任) 2020年5月 (株)BioAid 代表取締役(現任)	一株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

石井幸佑氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、会計分野の専門的見地を当社の監査に反映していただけるのみならず、バイオベンチャーにおける内部統制の構築等実績があることから、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	う づ 恵 宇津 恵 (1960年9月26日)	1983年4月 中外製薬(株) 入社 2010年6月 同社 プロジェクト・ライフサイクルマネジメントユニット オンコロジーライフサイクルマネジメント 副部長 2006年12月 同社 プロジェクト・ライフサイクルマネジメントユニット オンコロジーライフサイクルマネジメント 部長	一株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

宇津恵氏は、中外製薬株式会社においてアコムテラや選択的ALK(anaplastic lymphoma kinase)阻害薬であるアレクチニブ塩酸塩等、同社の研究開発・ライフサイクルマネジメントをリードして来られました。直接企業経営に関与された経験はありませんが、その高い専門性と見識に基づき、客観的な視点で独立性並びに公平性をもって企業経営を監視し、助言を与える等の職務を適切に遂行していただけると考えており、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

第5号議案に対する当社取締役会の意見

取締役会は、本議案に反対いたします。

第5号議案である監査等委員である取締役3名選任の件に反対である理由は以下のとおりです。

監査等委員は、IRや経営企画といった業務執行に関与する性質の役職ではなく、業務執行権を持たない立場で業務執行部門を監督する地位にあります。監査は、業務執行取締役の職務執行が正しく行われているかをチェックするものであり、監査の実効性を確保するためには、監査等委員の業務執行部門からの独立性・中立性が極めて重要です。本議案では、当社筆頭株主が候補者としてあげられておりますが、大株主の業務執行への影響力を考えますと、監査等委員が筆頭株主であることは、業務執行部門からの独立性・中立性をゆがめるおそれがあります。また、筆頭株主として業務執行への影響力を大きく持ちうる方が、自らの意見や構想に反する少数株主や社員を始めとする会社の各ステークホルダーの利益にも配慮した適正な判断をなすのかという懸念もあります。

また、「第4号議案に対する取締役会の意見」において述べたとおり、現在の監査等委員会による経営のモニタリングは株主価値を保護する観点から十分なものであり、現在の監査等委員である取締役3名を解任すべき理由は何ら見当たりません。解任の必要及び正当な理由がない以上、現時点で新たな監査等委員である取締役3名を選任する必要はありません。仮に株主提案にかかる候補者がこれに加えて選任された場合には、監査等委員会が無用に肥大し、会社資産の流出となります。よって、当社取締役会は、本議案に反対します。

第5号議案に対する当社監査等委員会の意見

監査等委員会は、本議案に反対いたします。

①当社において筆頭株主が監査等委員となることは独立性の観点から適切ではないこと

監査等委員や社外取締役は、経営陣を監督する役割ですので、自ら業務執行することは「自らが自らを監督する」こととなるためにできず、独立した中立の立場で経営陣の業務執行を監督することが求められています。そして、監査等委員会は、「監査」をする立場でもあることから、この独立性を守るために、会社法上、監査等委員会の過半数が社外取締役であることが要請され、他の取締役よりも長い任期（2年）が与えられ、監査等委員の選任議案を取締役会が株主総会に提出する際には、監査等委員会に当該議案への同意権（拒否権）等が与えられています。

この「経営陣からの独立性」は「自ら業務執行しないこと」のほか、「経営陣から影響を受けない立場であること」、「経営陣に対して影響を与える立場でないこと」も含まれます。当社監査等委員会監査等基準第8条2項では、監査等委員候補者の選定基準の一つとして、「業務執行者からの独立性が確保できるか」を挙げています。

また、同第3条4項では、「監査等委員は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。」とされ、ここでの「独立の立場」には、「経営陣からの独立性」とは別の、「自ら相当な経済的利害関係を持たないことによる独立性」の観点も含まれます。

当社において238万株以上の株式を保有し、当社株主構成の中で議決権割合が11.38%と突出する、かつ相当な経済的利害関係を持つ個人筆頭株主が監査等委員となることは、この独立性の点から適切ではなく、これを正当化する特段の事情（例えばスタートアップに近いベンチャー企業や創業者親族などによるオーナー企業などが想定されます）はありません。特に、「経営陣に対して影響を与える立場でないこと」という独立性の観点からの懸念は重大であると考えています。

株主提案では、『株主ガバナンスの観点から、筆頭株主が監査等委員取締役となり、かつ社外取締役が取締役会の過半数を占めること』を提案の理由として挙げています。

しかし、ここでの『株主ガバナンス』という言葉と、コーポレート・ガバナンスとは意味が異なると考えています。

当監査等委員会は、コーポレート・ガバナンスを当該企業の現況に即した株主ならびに株主以外のステークホルダーの立場を踏まえた「企業全体としての組織的な管理」と捉えていますが、当社の規模や成長段階の現況を踏まえて、筆頭株主が監査等委員となることは、上述した監査等委員の独立性の観点から適切ではなく、「企業全体としての組織的な管理」の効果を低減させることとなります。

②筆頭株主以外の2名の監査等委員候補について

監査等委員会は、2021年2月9日、筆頭株主を通じ当該2名の監査等委員候補への面談を申し入れましたが、本決議日（2021年2月19日）現在回答がなく、従いまして、両名の監査等委員候補としての適性を判断する十分な材料が現時点ではありません。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名解任の件

提案の内容

補欠の監査等委員である取締役1名の解任をお願いするものです。

提案の理由

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任が必要となりますが、上記第5号議案において述べたとおり、新たに監査等委員である取締役3名の選任を提案することに伴い、新たな監査等委員である取締役3名の同意を得た候補を選任する必要があるため補欠の監査等委員である取締役1名の解任をお願いするものです。

第6号議案に対する当社取締役会の意見

第6号議案に対する当社取締役会の意見は、第7号議案に対する意見とともに35頁に記載しております。

第6号議案に対する当社監査等委員会の意見

第6号議案に対する当社監査等委員会の意見は、第7号議案に対する意見とともに35頁に記載しております。

第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

提案の内容

補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

提案の理由

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては第5号議案に定める監査等委員である取締役候補者全員の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
高木明 (1983年10月7日)	2009年4月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人） 入所 2014年10月 佐藤総合法律事務所 入所 2015年1月 (株)アイモバイル 社外監査役（現任） 2017年8月 高木公認会計士事務所 所長（現任） 2018年7月 (株)ストラディア 代表取締役（現任） 2019年3月 ビットバンク(株) 社外監査役（現任） 2019年11月 (株)REXEV 社外監査役（現任） 2020年3月 エルピクセル(株) 社外監査役（現任）	一株

【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】

高木明氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知識経験に基づき、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

第6号議案および第7号議案に対する当社取締役会の意見

取締役会としては、第6号議案および第7号議案のいずれの議案にも反対いたしません。

まず、当社の現在の補欠の監査等委員である取締役（1名）は、本定時株主総会の開始の時をもって辞退する旨の意思を表明しておられます。したがって、補欠の監査等委員である取締役を解任する必要はありません。

そして、前述のとおり、本提案における現在の監査等委員である取締役3名の解任には理由がありません。したがって、監査等委員が欠けた場合に備える補欠の監査等委員である取締役の候補者は、現在の監査等委員である取締役により構成される監査等委員会の同意を得た者であるべきであります。本提案における候補者を監査等委員である取締役として選任することは、当社における監査業務の実効性を著しく害し、会社の利益を損なうものであることからすると、本提案にかかる監査等委員である取締役候補者の同意のある候補者を補欠の監査等委員として選任することには理由がありません。よって、当社取締役会は、第6号議案および第7号議案のいずれの議案にも反対いたしません。

第6号議案および第7号議案に対する当社監査等委員会の意見

監査等委員会としては、第6号議案および第7号議案のいずれの議案にも反対いたしません。

理由は、上記「第6号議案および第7号議案に対する当社取締役会の意見」と同じであります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果 (全般的概況)

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行（パンデミック）とそれに伴う各国政府の「緊急事態宣言」発令等が影響し、世界的な経済活動の停滞と移動制限等により、景気は厳しい状況となっております。年度後半にかけては、世界的に新型コロナウイルスの感染が再度拡大し、国内外の経済を下振れさせるリスクが意識されております。

医薬品業界におきましては、患者の受診抑制、顧客への訪問自粛等で販売営業活動に支障が出たほか、移動制限等に伴う、国内出張の自粛、海外渡航の実質的禁止、臨床試験施設の閉鎖により、事業開発活動が遅滞する例が散見されました。このような業界の動向は、創薬研究事業を営む当社グループのような創薬ベンチャー企業の事業開発活動におきましても少なからず影響を与えております。

このような環境下において、当社グループは、共同研究や産学連携を活用した医薬品の開発候補化合物の創出活動や研究開発ポートフォリオの拡充を図る一方、保有する開発化合物の導出活動を推進してまいりました。

当連結会計年度の事業活動につきましては、ペット用医薬品の売上が総じて堅調に推移いたしました。犬の骨関節炎治療薬GALLIPRANT®（一般名：grapiprant）は、新型コロナウイルス感染症の発生から間もない第1四半期連結会計期間において、感染爆発が起きた米国の主要都市で物流・製品供給に一時的な影響が出たほか、導出先のElanco Animal Health Inc.（米国、以下「エランコ社（米国）」）が実施したチャネル在庫の圧縮により、売上が伸び悩みました。第2四半期連結会計期間以降、米国における売上は回復基調をたどり、堅調に推移しております。GALLIPRANT®の米国以外の地域における売上は好調に推移しました。第1四半期連結会計期間にはラテンアメリカ、第4四半期連結会計期間には日本において販売が開始され、順調な立ち上がりを見せております。

犬の食欲不振症治療薬ENTYCE®（一般名：capromorelin）につきましては、米国における売上が引き続き堅調に推移いたしました。

capromorelinにつきましては、2020年10月に、米国食品医薬品局（FDA、以下「FDA」）の動物用医薬品センター（CVM：Center for Veterinary Medicine）より、慢性腎臓病の猫の体重減少を管理する薬として承認を取得しました。

ヒト用医薬品につきましては、HK inno.N Corporation（韓国、以下「HKイノエン社（韓国）」）が韓国で販売中の胃食道逆流症治療薬K-CAB®（一般名：tegoprazan、以下「tegoprazan」）の売上については、総じて好調に推移いたしました。第1四半期連結会計期間において、在庫調整等の影響があり、当社の販売ロイヤルティ収入が伸び悩みましたが、第2四半期連結会計期間以降は伸びを拡大、当社の販売ロイヤルティ収入は大幅に増加いたしました。

tegoprazanのグローバル開発につきましては、米国において、導出先のHKイノエン社（韓国）がFDAに新薬臨床試験開始届（IND）を提出し、2020年6月に試験実施の承諾を得ました。現在は第Ⅰ相臨床試験の開始に向け準備を進めております。中国においては、HKイノエン社（韓国）の中国のライセンス先であるShandong Luoxin Pharmaceutical Group Co.,Ltd.（中国、以下「Luoxin社（中国）」）がびらん性胃食道逆流症を目標適応症とする第Ⅲ相臨床試験を終了し、中国当局に新薬承認申請を行いました。その後、当局より申請受理通知を受領いたしました。

このほかHKイノエン社（韓国）は、フィリピンのMetro Pharma Phils Inc.（フィリピン）、モンゴルのMonos Pharma LLC（モンゴル）、シンガポールのUnited Italian Trading Corporation(Pte) Ltd.（シンガポール）との間で、それぞれ、サブライセンス契約を締結し、2020年11月に公表いたしました。

一方、日本においては、第Ⅱ相臨床試験の実施について、HKイノエン社（韓国）との協力関係の築き方等を含め、あらゆる可能性について検討を行っております。

当社グループが強みとする「イオンチャネル創薬」に関しては、当社グループと旭化成ファーマ株式会社（以下「旭化成ファーマ社」）との共同研究から創出されたP2X7受容体拮抗薬（RQ-00466479/AK1780）、EAファーマ株式会社（以下「EAファーマ社」）との共同研究により創出された化合物、マルホ株式会社（以下「マルホ社」）に導出した選択的ナトリウムチャネル遮断薬、あすか製薬株式会社（以下「あすか製薬社」）との共同研究案件、以上4つのプログラムが着実な歩みを見せております。プログラムによっては、新型コロナウイルス感染症に伴う臨床試験施設の閉鎖等で、臨床試験の実施が一部遅延した案件、また、導出交渉の進展が停滞した案件、等々ありましたが、2020年11月にはあすか製薬社との共同研究案件で最初のマイルストーンを達成いたしました。

当社連結子会社のテムリック株式会社（以下「テムリック」）がSyros Pharmaceuticals Inc.（米国、以下「シロス社（米国）」）に導出したレチノイン酸受容体 α 作動薬（タミバロテン/TM-411/SY-1425、以下「タミバロテン」）につきましては、シロス社（米国）が2020年12月の第62回米国血液学会（ASH：American Society of Hematology）において、併用第Ⅱ相臨床試験の新しいデータを報告いたしました。シロス社（米国）と研究チームは「タミバロテンとアザシチジンの併用療法は、標準化学療法では治療が困難なRARA陽性の未治療の急性骨髄性白血病（AML）患者に対して高い奏功割合、即効性、十分な奏功期間、高い忍容性を示した。」とコメントしております。シロス社（米国）はFDAとの協議に基づき、骨髄異形成症候群（MDS）を適応とする第Ⅲ相臨床試験を2021年第1四半期に開始するとの計画を明らかにしたほか、AMLについてはタミバロテン、ベネトクラクス（他社のAML治療薬）、アザシチジンの3剤併用の新たな第Ⅱ相臨床試験を2021年第4四半期に開始する旨を公表いたしました。

医薬品候補化合物の導出や共同研究に向けた取り組みにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での面談の機会が減少し、若干の悪影響を受けましたが、web会議等を利用しつつ事業開発活動を着実に進めてまいりました。2020年9月には、国立大学法人長崎大学との間で、新型コロナウイルス感染症に対する新規治療薬の共同研究を開始いたしました。2020年10月には、岐阜薬科大学との間で、産学連携に関する基本協定書を締結いたしました。

一方、当社連結子会社のラクオリア イノベーションズ株式会社につきましては、2018年12月の設立以来、アカデミア研究者発の医薬品候補化合物のユニバース（集合体）構築や、バイオベンチャーの事業価値最大化に向けた最適なソリューションを提供し協業に尽力してまいりました。

その結果、当社の創薬プラットフォームを活用した技術開発支援や知財戦略の策定支援、Exit（出口）戦略の提案については一定の成果が見られました。しかしながら、昨今の経営環境から判断して、同社の事業継続は困難と判断し、2021年1月22日付で同社を解散することといたしました。本件に伴う当社グループの連結業績に与える影響は軽微です。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、事業収益1,107百万円（前期比35.0%減）、営業損失486百万円（前期は、営業損失15百万円）、経常損失527百万円（前期は、経常利益21百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失606百万円（前期は、親会社株主に帰属する当期純利益5百万円）となりました。

なお、事業費用の総額は1,593百万円（前期比7.3%減）であり、その内訳は、支払ロイヤルティ134百万円（前期比41.7%減）を事業原価138百万円（前期比47.5%減）に計上した他、研究開発費932百万円（前期比7.9%増）、その他の販売費及び一般管理費522百万円（前期比11.6%減）となりました。

(研究開発活動)

当社グループの研究開発活動における当連結会計年度の研究開発費は、932百万円となりました。なお、当連結会計年度における主な研究開発の概況は、以下のとおりであります。

1) 自社の研究開発及び共同研究

イ. 探索段階

a) ナトリウムチャンネル遮断薬プロジェクト

炎症性疼痛及び神経障害性疼痛を主たる適応症としたナトリウムチャンネル遮断薬のプロジェクトは、リード化合物を見出し、特性評価を継続して実施しております。

b) 製薬企業等との共同研究

製薬企業等との共同研究については以下のとおり実施しております。

会社名	開始月	内容
インタープロテイン株式会社	2013年2月	疼痛領域における特定の蛋白質間相互作用を標的とした共同研究
あすか製薬株式会社	2019年7月	特定のイオンチャンネルを標的とした創薬研究に関する共同研究
株式会社 Epigeneron	2019年9月	特発性小児ネフローゼ症候群治療薬の創出に向けた共同研究

c) アカデミアとの共同研究

心不全の新規メカニズムを基にした治療薬の創出を目的として、名古屋大学大学院医学系研究科病態内科学講座循環器内科学（室原豊明教授・竹藤幹人助教）と共同研究を進めているCRHR2拮抗薬（化合物コード：RQ-00490721）のプロジェクトでは、複数の開発候補化合物を見出し、特性評価を実施しております。

ロ. 前臨床開発段階

a) TRPM8遮断薬 (RQ-00434739)

神経障害性疼痛（化学療法起因性冷アロディニア）を目標適応症として開発中の本化合物は、特性評価を完了し、次段階である前臨床開発試験に進むにあたって問題は見出されておられません。

b) グレリン受容体作動薬 (RQ-00433412)

がんに伴う食欲不振/悪液質症候群及び脊椎損傷に伴う便秘を目標適応症として開発中の本化合物は、前臨床試験を開始するために必要な原薬製造に着手しております。

c) モチリン受容体作動薬 (RQ-00201894)

胃不全麻痺、機能性胃腸症、術後イレウスを目標適応症として開発中の本化合物は、第I相臨床試験実施に必要な前臨床試験（*in vivo*薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験（GLP基準）、安全性薬理試験（GLP基準））を終了しております。

次の臨床開発段階に進むにあたって問題は見出されておられません。

ハ. 臨床開発段階

a) カリウムイオン競合型アシッドブロッカー (RQ-00000004、tegoprazan)

胃食道逆流症 (GERD) を目標適応症として開発中の本化合物は、米国ならびに日本での第 I 相臨床試験を終了しております。また、2020年6月には、導出先のHKイノエン社 (韓国) に対し、日本以外の全ての未許諾国・地域 (新興国・発展途上国) につきまして追加許諾いたしました。日本においては、第 II 相臨床試験の実施について、HKイノエン社 (韓国) との協力関係の築き方等を含め、あらゆる可能性について検討を行っております。

b) 5-HT₄部分作動薬 (RQ-00000010)

胃不全麻痺、機能的胃腸症、慢性便秘を目標適応症として開発中の本化合物は、共同研究先であるヴァージニア・コモンウェルス大学 パーキンソン病・運動障害疾患センター (米国、Virginia Commonwealth University, Parkinson's and Movement Disorders Center) による医師主導治験が終了しております。

c) 5-HT_{2B}拮抗薬 (RQ-00310941)

下痢型過敏性腸症候群 (IBS-D) を目標適応症として開発中の本化合物は、英国における第 I 相臨床試験 (健康成人及び患者を対象) を終了し、治験総括報告書の作成が完了しております。

2) 導出先の開発状況

イ. tegoprazan (韓国登録商標K-CAB[®]、開発コード : RQ-00000004/IN-12420)

韓国で既に胃食道逆流症等の治療薬として承認・販売されている本化合物については、2020年3月に、韓国において「消化性潰瘍及び慢性萎縮性胃炎患者でのヘリコバクター・ピロリ除菌のための抗生剤併用療法」の適応症の追加承認を受けました。

また、HKイノエン社 (韓国) は、FDAに新薬臨床試験開始届 (IND) を提出し、2020年6月に試験実施の承諾を得ました。

一方、HKイノエン社 (韓国) の中国のサブライセンス先であるLuoxin社 (中国) が実施してきたびらん性胃食道逆流症を目標適応症とした第 III 相臨床試験は終了し、中国当局に新薬承認申請を行いました。その後、当局から申請受理通知を取得いたしました。

ロ. セロトニン5-HT_{2A}及びドパミンD₂受容体遮断薬 (ziprasidone)

統合失調症治療薬として導出した本化合物につきましては、Meiji Seikaファルマ株式会社において、今後の開発計画および開発戦略について検討されております。

ハ. EP4拮抗薬 (GALLIPRANT[®])

犬の疼痛治療薬としてエランコ社 (米国) にて、販売中の本化合物は、2017年1月の米国における販売開始以降、既に世界20カ国以上で上市されており、2020年10月には日本においても販売を開始いたしました。

ニ. グレリン受容体作動薬 (ENTYCE®)

犬の食欲不振症治療薬としてエランコ社 (米国) にて米国で販売中の本化合物は、2020年10月にFDAの動物医薬品センター (CVM: Center for Veterinary Medicine) から慢性腎疾患の猫の体重減少を管理する薬「ELURA®」として承認を取得いたしました。

ホ. EP4拮抗薬 (RQ-00000007、AAT-007、grapiprant)

株式会社AskAt (以下「AskAt社」) のライセンス先であるIkena Oncology Inc.(米国) が、米国において、がん免疫治療薬として第 I b/II 相臨床試験を実施しております。

また、AskAt社のライセンス先であるShanghai Haihe Biopharma Research and Development Co., Ltd. (中国、以下「Haihe社 (中国)」) が、中国において、疼痛を適応症とする第 I 相臨床試験を終了したほか、同じくAskAt社のライセンス先であるNingbo Tai Kang Medical Technology Co., Ltd. (中国) が、中国において、がん領域で第 I 相臨床試験を実施しております。

ヘ. シクロオキシゲナーゼ-2 (COX-2) 阻害薬 (RQ-00317076、AAT-076)

AskAt社のライセンス先であるHaihe社 (中国) が、中国において、疼痛を適応症とする第 I 相臨床試験を実施しております。

ト. CB2作動薬 (RQ-00202730/AAT-730)

AskAt社のライセンス先であるOxford Cannabinoid Technologies Ltd. (英国) が、米国において、前臨床開発中です。

チ. 特定のイオンチャネルを標的とした開発候補化合物 (化合物コード非開示)

EAファーマ社との共同研究から創出された本化合物は、EAファーマ社において開発が進められております。

リ. 選択的ナトリウムチャネル遮断薬 (化合物コード非開示)

マルホ社に導出した本化合物は、マルホ社において本化合物を有効成分とする治療薬の開発が進められております。

ヌ. P2X7受容体拮抗薬 (RQ-00466479、AK1780)

旭化成ファーマ社との共同研究から創出された本化合物は、旭化成ファーマ社にて神経障害性疼痛を目標適応症として順調に開発が進められております。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は208百万円であり、その主なものは、分析装置の老朽化に伴う更新による取得84百万円であります。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区	分	第10期 (2017年12月期)	第11期 (2018年12月期)	第12期 (2019年12月期)	第13期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
事業収益	(千円)	1,419,195	744,517	1,702,973	1,107,301
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△80,575	△1,064,851	21,583	△527,654
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△58,122	△1,104,548	5,343	△606,985
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△2.99	△54.23	0.26	△28.97
総資産	(千円)	5,064,188	4,052,302	4,836,561	4,251,235
純資産	(千円)	4,887,950	3,857,087	4,620,647	4,011,129
1株当たり純資産額	(円)	240.00	188.57	219.97	190.88

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区	分	第10期 (2017年12月期)	第11期 (2018年12月期)	第12期 (2019年12月期)	第13期 (当事業年度) (2020年12月期)
事業収益	(千円)	1,362,906	738,123	1,688,713	1,009,433
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△44,662	△991,155	92,447	△550,168
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△27,671	△1,029,897	79,453	△654,944
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△1.42	△50.56	3.86	△31.26
総資産	(千円)	5,091,609	4,147,783	5,008,944	4,367,594
純資産	(千円)	4,917,814	3,961,602	4,799,272	4,141,795
1株当たり純資産額	(円)	241.47	193.69	228.50	197.12

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
テムリック株式会社	10,000	100.0	がん領域に特化した創薬事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主要な経営課題として取り組んでまいります。

① 研究開発ポートフォリオの強化

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めていくためには、新規性の高い開発化合物を継続的に創出し、研究開発ポートフォリオを強化していく必要があります。医薬品開発先進国である米国では、新たに上市される医薬品の約6割がアカデミアや創薬ベンチャー企業発と言われております。わが国においてもアカデミアや創薬ベンチャー企業からの創薬が進む中、当社グループは2014年度から名古屋大学に産学協同研究部門を設置し、アカデミアにおける最先端の創薬研究から革新的な開発化合物の創出に取り組んでおります。当社グループでは、以下の方策を採ってまいります。

- ・ 独自の評価系及びデータベース等を活用した開発化合物の早期創出と新規適応症の拡大
- ・ イオンチャネル創薬における当社グループの強みを活かした共同研究による開発化合物の早期創出
- ・ 産学官連携による共同研究を推進し、最先端の創薬研究に基づく開発化合物の拡充

② リソースの選択と集中による各プロジェクトの価値向上

当社グループは、保有する開発化合物の研究開発について、資金や人的リソースを効率的に活用して研究開発を進めるために開発化合物のステータスに応じて以下の方策を採ってまいります。

- ・ 導出準備プログラム 当社グループが強みを持つ探索段階から第Ⅰ相臨床試験を中心に自社単独で開発化合物の研究開発に注力して導出に向けて推進するプログラム
- ・ 導出済みプログラム 第Ⅱ～Ⅲ相臨床試験を中心に導出先が主軸となって進める臨床開発について当社グループがサポートをメインに行うプログラム
- ・ 共同研究プログラム 探索ステージを基本に当社グループと製薬会社、双方が持つ強みを持ち寄りイノベティブな開発化合物の創出を目指す共同研究プログラム

③ 導出活動とアライアンスマネジメントの強化

当社グループが有する開発化合物を製品上市するためには、臨床開発を実施しなければなりません。開発を推進し、リスクを最小化するためには、パートナーとなる製薬会社と提携し導出を行う必要があります。現在、当社グループはこれを最重要課題として様々なチャンネルを通じてグローバルな導出活動に取り組んでおります。導出後は、一日も早い製品上市を目指して導出先企業へのデータ提供や定期的なコミュニケーションを図ることで開発の推進を積極的に支援してまいります。

④ 財務基盤の強化

当社グループのような創薬ベンチャー企業は、製品が上市するまでの間、パイプラインの開発進展、開発化合物の増加等に伴い、事業活動に合わせて資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社グループは、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資を行うなど、資金調達の多様化を図ってまいります。また、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

⑤ 人材の獲得

当社グループの経営資源の第一は、人であると考えています。今後、新薬の探索及び開発、適応拡大を進捗させるために、適切な人材を適宜、確保していく予定であります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループへの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を最小限にするためには、従業員の感染防止に努めるとともに、提携先企業との連携を含めた事業活動の継続が可能となる体制を構築する必要があります。当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化した場合を想定し、あらゆる感染防止策を講じて従業員の健康と安全を守ることを最優先に、創薬研究を中心とした事業活動を継続するとともに、提携先パートナーとの協業を図ってまいります。

また、このようなリスクを踏まえ、当社グループでは十分な手元資金を確保するようにしております。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社は、医薬品の研究開発及び開発化合物等の知的財産の導出を主たる事業としております。

(6) 主要な事業所（2020年12月31日現在）

本社：愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目21番19号

創薬研究部門：愛知県名古屋市中村区不老町（名古屋大学内）

(7) **従業員の状況** (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
70名 (5名)	2名増 (1名減)

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは医薬の研究開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名 (5名)	2名増 (1名減)	47.3歳	8.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数(アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員)は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況(2020年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 37,068,800株

(2) 発行済株式の総数 20,951,642株

(注) 発行済株式の総数の増加1,500株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(3) 株主数 14,325名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
柿沼 佑一	2,383,500株	11.38%
ファイザー株式会社	743,000	3.55
株式会社SBI証券	566,000	2.70
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	529,183	2.53
楽天証券株式会社	332,800	1.59
auカブコム証券株式会社	157,260	0.75
植村 幸雄	145,700	0.70
田名後 貴裕	131,600	0.63
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	128,695	0.61
榎本 悟	119,000	0.57

(注) 当社は自己株式を50株所有しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	谷直樹	テムリック株式会社 代表取締役
取締役	土屋裕弘	京都大学イノベーションキャピタル株式会社 社外取締役 住友電気工業株式会社 社外取締役
取締役	渡邊修造	創薬研究部門担当、テムリック株式会社 取締役
取締役	河田喜一郎	CFO、財務・経営企画部門担当、研究企画調整担当 テムリック株式会社 取締役 ラクオリア イノベーションズ株式会社 代表取締役
取締役	高松康浩	人事・総務担当、法務担当、テムリック株式会社 取締役
取締役 (監査等委員)	牧真之介	牧真之介公認会計士事務所 代表 会計法人MSPGコンサルティング株式会社 代表取締役社長 税理士法人MSパートナーズ 代表社員 クラフト本社株式会社 社外監査役 クラフトホールディングス株式会社 監査役 株式会社鹿児島プロスポーツプロジェクト 監査役 PCIホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	縣久二	七十七キャピタル株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	野元学二	レックスウェル法律特許事務所 弁護士

- (注) 1 取締役 土屋裕弘氏、縣久二氏、野元学二氏及び牧真之介氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 土屋裕弘氏及び取締役(監査等委員) 縣久二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員) 牧真之介氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社においては、監査等委員会と監査室が連携して内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下の4名であります。

地位	氏名	担当部門
副社長執行役員	渡邊修造	創薬研究部門
執行役員	河田喜一郎	財務・経営企画部門
執行役員	高松康浩	人事・総務統括部門
執行役員	嶋田薫	開発戦略・知的財産部門

(2) 会社役員の報酬等に関する事項

イ. 役員報酬決定方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、また役員の役割及び職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし固定報酬のみで構成されております。なお、退職慰労金制度は存在しません。

役員報酬決定方針及び毎年の役員報酬は取締役会にて決定しております。

ロ. 基本報酬

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮し、総合的に決定しております。

ハ. 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (2)	20,920千円 (4,320)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	16,200 (16,200)
合計 （うち社外役員）	9 (5)	37,120 (20,520)

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2020年3月26日開催の第12回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において、年額80,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議いただいております（但し、使用人分給与は含まない）。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において、年額22,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ①取締役 土屋裕弘氏は、京都大学イノベーションキャピタル株式会社及び住友電気工業株式会社の社外取締役であります。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ②取締役（監査等委員）牧真之介氏は、牧真之介公認会計士事務所代表、会計法人MSPGコンサルティング株式会社代表取締役社長、税理士法人MSパートナーズ代表社員及びPCIホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であります。また、同氏はクラフト本社株式会社の社外監査役、クラフトホールディングス株式会社及び株式会社鹿児島プロスポーツプロジェクトの監査役であります。これらの兼職先と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ③取締役（監査等委員）縣久二氏は、七十七キャピタル株式会社の社外取締役であります。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ④取締役（監査等委員）野元学二氏は、レックスウェル法律特許事務所所属の弁護士であります。同事務所と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	土屋 裕弘	2020年3月26日就任以降に開催された取締役会11回すべてに出席し、これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	牧 真之介	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しました。公認会計士としての専門的見地から、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	縣 久二	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しました。これまでの職務経験を踏まえ、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	野元 学二	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席しました。弁護士としての専門的見地から、主に経営全般に関わる発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識しております。剰余金の配当につきましては、将来においても安定的な収益の確保が可能であり、かつ、研究開発資金を賄うに十分な利益が確保できる場合には、将来の研究開発活動等に備えるための内部留保充実の必要性等を総合的に勘案した上で、利益配当についても検討してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第13期 2020年12月31日現在	科目	第13期 2020年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	2,834,232	流動負債	186,662
現金及び預金	1,394,128	買掛金	41,830
売掛金	530,818	リース債務	18,281
有価証券	719,418	未払金	52,666
貯蔵品	6,540	未払費用	49,868
前渡金	36,412	未払法人税等	20,882
前払費用	50,243	預り金	3,133
その他	96,671	固定負債	53,443
固定資産	1,417,002	リース債務	27,238
有形固定資産	332,967	資産除去債務	12,031
建物	153,242	繰延税金負債	14,173
工具、器具及び備品	871,764	負債合計	240,106
リース資産	49,069	純資産の部	
減価償却累計額	△741,109	株主資本	3,994,407
無形固定資産	33,005	資本金	2,255,401
商標権	4,439	資本剰余金	2,445,184
ソフトウェア	27,927	利益剰余金	△706,157
その他	639	自己株式	△21
投資その他の資産	1,051,029	その他の包括利益累計額	4,809
投資有価証券	1,037,601	その他有価証券評価差額金	4,809
繰延税金資産	2,959	新株予約権	11,912
その他	10,468	純資産合計	4,011,129
資産合計	4,251,235	負債純資産合計	4,251,235

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第13期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
事業収益	1,107,301
事業費用	1,593,379
事業原価	138,012
研究開発費	932,451
その他の販売費及び一般管理費	522,915
営業損失 (△)	△486,078
営業外収益	34,660
受取利息	3,593
有価証券利息	28,144
その他	2,923
営業外費用	76,237
支払利息	436
為替差損	75,645
その他	154
経常損失 (△)	△527,654
特別利益	9,180
固定資産売却益	750
投資有価証券売却益	8,430
特別損失	9,466
減損損失	2,542
投資有価証券売却損	348
投資有価証券償還損	6,575
税金等調整前当期純損失 (△)	△527,941
法人税、住民税及び事業税	84,469
法人税等調整額	△5,425
当期純損失 (△)	△606,985
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△606,985

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第13期 2020年12月31日現在	科目	第13期 2020年12月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	2,762,226	流動負債	172,354
現金及び預金	1,254,669	買掛金	38,513
売掛金	527,004	リース債務	18,281
有価証券	719,418	未払金	51,560
貯蔵品	6,540	未払費用	48,193
前渡金	36,279	未払法人税等	12,959
前払費用	49,895	預り金	2,846
関係会社貸付金	100,000	固定負債	53,443
その他	96,418	リース債務	27,238
貸倒引当金	△28,000	資産除去債務	12,031
		繰延税金負債	14,173
固定資産	1,605,367	負債合計	225,798
有形固定資産	332,180	純資産の部	
建物	151,348	株主資本	4,125,073
工具、器具及び備品	869,749	資本金	2,255,401
リース資産	49,069	資本剰余金	2,445,184
減価償却累計額	△737,987	資本準備金	2,445,184
無形固定資産	32,932	利益剰余金	△575,491
商標権	4,439	その他利益剰余金	△575,491
ソフトウェア	27,927	繰越利益剰余金	△575,491
その他	566	自己株式	△21
投資その他の資産	1,240,254	評価・換算差額等	4,809
関係会社株式	192,233	その他有価証券評価差額金	4,809
投資有価証券	1,037,601	新株予約権	11,912
その他	10,419	純資産合計	4,141,795
資産合計	4,367,594	負債純資産合計	4,367,594

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第13期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
事業収益	1,009,433
事業費用	1,522,204
事業原価	134,734
研究開発費	909,410
その他の販売費及び一般管理費	478,059
営業損失 (△)	△512,771
営業外収益	35,025
受取利息	4,091
有価証券利息	28,144
その他	2,789
営業外費用	72,422
支払利息	436
為替差損	71,830
その他	154
経常損失 (△)	△550,168
特別利益	9,180
固定資産売却益	750
投資有価証券売却益	8,430
特別損失	37,649
投資有価証券売却損	6,575
投資有価証券償還損	348
貸倒引当金繰入額	20,725
子会社株式評価損	10,000
税引前当期純損失 (△)	△578,637
法人税、住民税及び事業税	76,547
法人税等調整額	△240
当期純損失 (△)	△654,944

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員	公認会計士	大録 宏行	Ⓔ
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	都 成哲	Ⓔ
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラクオリア創薬株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクオリア創薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

ラクオリア創薬株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大録 宏行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 都 成哲 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラクオリア創薬株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月23日

ラクオリア創薬株式会社 監査等委員会

監査等委員 牧 真之介 ㊟

監査等委員 縣 久二 ㊟

監査等委員 野元 学二 ㊟

(注) 監査等委員牧真之介、縣久二及び野元学二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 栄ガスホール



交通 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分
地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

